

田邊 誠先生 その人と学問

片 木 晴 彦

田邊誠先生は、1975年4月に京都大学法学部に入学され、1979年4月に同大学大学院法学研究科民刑事法専攻に進学され、同大学助手を経て、1986年10月に広島大学法学部に助教授として着任された。

そして2004年4月の広島大学大学院法務研究科（法科大学院）の創設に際しては、設立準備委員として中心的な役割を担われ、研究科の成立とともに研究科長に就任され、創成期の研究科の運営の先頭に立たれた。その後も研究科の運営を支え続けられて今日に至っている。

この間に旧司法試験、新司法試験の考査委員を長年にわたって務められ、さらに独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価委員会専門委員をも務められた。

平成の30年間、教育と法曹養成、そして大学行政に活躍されてきた。

地域においても県の消費者委員会、選挙管理委員会、そして広島市の情報公開審査会など、数多くの公務を担われている。

田邊先生の学問業績は、大きく分けると仲裁制度を中心とするADR（代替的紛争解決手段）の研究と、裁判手続における企業秘密の保護を中心とする。前者は、緻密な学問研究と、実務活動の地道な調査を経て、1992年、国際商事仲裁協会の委託研究論文として、著作『仲裁手続の遅延・妨害の防止策』（1992年・国際商事仲裁協会）に集約されている。

後者の研究も、実務家との密接な係わりを持つ先生ならではの实態研究で

あり、産業研究所『営業秘密と裁判上の諸問題に関する調査研究』（平成3年）、同『知的財産権にかかる訴訟手続に関する調査研究』（平成8年）、知的財産研究所『新民事訴訟法下の審判制度についての調査研究報告書』（平成10年）にまとめられている。

そのほかに、数多くの判例批評や、英米法に対する深い造詣に基づく翻訳を数多く手がけられている。

筆者は、1975年4月に京都大学に入学して以来、45年にわたって学舎と職場をともにさせてもらった。ちなみに当時の京都大学法学部のクラス分けは、シンプルに第2外国語の届出順による。当然に真面目に初日に届け出る者が1組、2組となり、ずばらに締め切りギリギリに届け出る者が5組となる。田邊先生が1組、筆者が5組に属していたことは、誰も驚かないだろう。

先生の峻厳なほどの緻密さは、大学教育、大学行政のすべてにも渡った。先生の講義は単位修得の最難関科目の一つに挙げられ、筆者が夜遅くに提出した事務文書は、明け方近くになってあまたの「手直し」が加えられて返信されてきた。入学試験問題などの検証では遠慮のない指摘を受けて、些か心折れた同僚もいる。しかしそのすべてが、自ら自身にも妥協なく、物事に真正面から向き合う先生の生真面目な性格故であることはよく理解してきたところであり、厳しい教えが学問・実務の基本を正しく示すものであることは、今法曹として活躍を始めているかつての教え子たちが、今更ながら認識しているのではないか。

平成の時代が終わり、広島大学の法学教育を支えてきた一人が、このキャンパスを去って行く。筆者もまもなくこの大学におけるキャリアを終えることとなるが、引き続き心置きなく「関西弁」で語れる間柄として、お付き合いを続けてもらえたらと願っている。